

公益社団法人日本精神科病院協会

災害対応業務手順書

公益社団法人日本精神科病院協会

令和7年7月3日

目次

1. 基本的な考え方	1
2. 目的.....	1
3. 用語の説明	2
4. 支援体制の全体像.....	4
【日精協の役割】	4
【支部長（支部）・日精協災害時物資支援病院の機能】	4
【会員病院】	4
5. 災害時の業務手順.....	4
【会員病院】	4
【日精協災害時物資支援病院】	6
【支部長（支部）】	7
【日精協災害対策本部】	8
6. 平時の災害対応業務（迅速な初動のための準備）	8
【会員病院】	8
【日精協災害時物資支援病院】	9
【支部長（支部）】	10
【日精協本部】	11
7. その他.....	11
8. 手順書の見直し	11
9. 附則.....	11

1. 基本的な考え方

平時より各会員病院において災害対応マニュアル等の整備の促進を図り、地域性により異なる災害を予測し独自に備え対策を講じる必要がある。

また、大規模な災害発生時には、当協会「大規模災害対策基本方針」に基づき、行政が設置する災害対策本部等（DPAT、DMAT 含む）と連携し復旧に努める。災害規模によっては速やかにEMIS等による公的な救助・応援・支援（公助）要請を行う事が重要であり、平時より「災害対応業務手順書」（以下「本手順書」と示す）に示す体制整備を進めることとする。

本手順書に定める、支部長（支部）、日精協災害時物資支援病院は、大規模災害発生に伴い、当協会が設置する災害対策本部との連携を図り、『共助』としての支援を行う事を定める。

2. 目的

本手順書は日精協における『共助』を理解し行動に移せるように、平時からの災害対策及び、大規模災害発生時の災害支援活動内容等の手順を定め、日精協本部、支部長（支部）、日精協災害時物資支援病院、会員病院が被災会員病院へ『共助』として災害応急対策及び、災害復旧対策を遂行することを目的とする。

本手順書で日精協（本部、支部長（支部）、日精協災害時物資支援病院、会員病院）が実施する『共助』としての災害支援は、情報共有、物資支援等とする。

（1）情報共有

災害の程度に応じた情報収集および災害対応にかかる情報提供等とする。

（2）物資支援

公助による支援では充足されない場合や、公助では支給されない物品などについて物資支援を行う。支援する物資は食料、飲料水、医療用品、衛生用品、寝具類等とする。

（3）費用の支弁

日精協は大規模災害基本方針に基づき支部長（支部）、日精協災害時物資支援病院及び会員病院が実施した災害時の災害対応業務（物資支援・搬送等）に要する費用の内、理事会が必要と認めた費用を支弁する。なお、支弁に当たっては領収書・物資一覧（様式○）等の提出が必要となるので、支部で取りまとめの上、日精協本部へ請求する。

3. 用語の説明

①『公助』とは

国及び地方自治体などや自衛隊・消防・警察による救助活動や支援物資の提供など、公的支援のことをいう。

※ 大規模災害時では、『公助』が最優先ではあるが、災害規模によっては、国が出来ることの物理的な限界があるため、以下の『共助・自助』が大切と考えられる。

②『共助』とは

『自助』では災害を乗り越えることが困難であり、かつ『公助』ではカバーしきれないような細かい範囲までを会員病院間で「大規模災害対策基本方針」に基づき助け合うこと。

※ 本手順書は、特に『共助』について示しています。

③『互助』とは

『互助』とは会員病院相互間の助け合いのことをいい、本手順書の範疇外とする。

④『自助』とは

災害時には、自分（自院）の命は、自分で守るという考え。

大規模災害が発生してから何かするのでは遅いので、各会員病院が平時から本手順書を参考に防災対策の準備をすることが大事である。

⑤EMIS（Emergency Medical Information System－広域災害救急医療情報システム）

災害時の医療情報（医療機関の被災状況）をインターネット上で共有し、被災地の全医療機関の状況を全国の医療機関、消防本部、行政機関などが把握可能であり、迅速かつ的確に救援・救助を行うことを目的とした情報システム。なお、本手順書ではEMISの利用を前提としている。

⑥DPAT（Disaster Psychiatric Assistance Team－災害派遣精神医療チーム）

自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大する。このような災害の場合には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要である。このような活動を行うために都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームがDPATである。

【都道府県 DPAT】

それぞれの都道府県等が整備する DPAT を都道府県 DPAT と称する。都道府県 DPAT を構成する各班は、被災地の交通事情やライフラインの障害等、あらゆる状況を想定し、交通・通信手段、宿泊、日常生活面等で自立して活動できることが必要である。

【日本 DPAT】

都道府県 DPAT を構成する班のうち、発災から概ね 48 時間以内に、被災した都道府県等において活動できる班を日本 DPAT と定義する。日本 DPAT は、主に本部機能の立ち上げやニーズアセスメント、急性期の精神科医療ニーズへの対応等の役割を担うこと。日本 DPAT の後に活動する班は、主に本部機能の継続や、被災地での精神科医療の提供、精神保健活動への専門的支援、被災した医療機関への専門的支援、支援者（地域の医療従事者、救急隊員、自治体職員等）への専門的支援等の役割を担うこと。

（災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領）

⑦DMAT（Disaster Medical Assistance Team－災害派遣医療チーム）

大地震及び航空機・列車事故等の災害時に被災者の生命を守るため、被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うため、厚生労働省の認めた専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームが日本 DMAT である。

（日本 DMAT 活動要領）

⑧日精協災害時物資支援病院

各都道府県支部に 1 病院以上指定されている日精協会員病院。

日精協災害時物資支援病院の具備条件は、以下のとおりとする。

1. 津波・洪水・土砂災害・原発近隣などの被害予想地区ではない立地であることが望ましい。
2. 病院建物が耐震基準を満たすものであること。
3. 支援物資を一時集積できる空間を有すること。
4. BCP（事業継続計画）を作成されていること。
5. 常時、EMISを入力できる体制が取られていること。
6. 食料、飲料水等について、被災病院に供給できる程度の備蓄をしておくこと。

⑨BCP（Business Continuity Plan－事業継続計画）

企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資

産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

(中小企業庁ホームページ)

4. 支援体制の全体像

【日精協の役割】

- ・発災時における会員病院の被害状況の迅速な把握とそれに基づく適切な対策の指示。
- ・国・自治体等関係機関との連携と情報共有の強化。
- ・「大規模災害対策基本方針」に基づき日精協災害対策本部を設置。
- ・公助の充実に向け積極的に提言。

【支部長（支部）・日精協災害時物資支援病院の機能】

支部長（支部）と日精協災害時物資支援病院は密に連携し、一体的に災害支援を行う。

災害時に、被災地域内で支援機能を果たす事が可能であれば、積極的に災害支援業務に努める。また、近隣（隣接する支部）の支部長（支部）・非被災日精協災害時物資支援病院は、日精協災害対策本部と連携し、可能な支援を積極的に提案できることが望ましい。

また、そのためにも平時から地域の連携を図り、スムーズな情報共有と災害活動のシミュレーションを行う。

(情報収集と対策)

会員病院の被災状況を確認し、日精協災害対策本部へ報告、並びに被災病院への支援対策の協議を行う。

(患者転院・移送)

被災病院において、入院患者の避難（転院・移送）が必要な場合は、日精協災害対策本部と連携し、近隣の非被災病院の受入可能状況等を鑑み、転院先の調整に協力する。

(物資)

災害時の物資の不足を予測し、平時より、備蓄品の管理を行う。また、日精協災害対策本部の調整により、非被災地域からの物資の供給を想定し、被災病院への搬送等の手順を定める。

【会員病院】

災害発生時は、速やかに EMIS への被害状況等の登録を行う。

事前に、各会員病院の役割を明確にして、支部長（支部）・日精協災害時物資支援病院との連携をスムーズに行えるよう整備する。

5. 災害時の業務手順

【会員病院】 自助活動として職員、患者を守ることを最優先する。

初動の対応

1. 患者、職員の身の安全を確保する。
2. 避難経路を確認、確保する。
3. 速やかに自院における災害対策本部を立ち上げる。
 - ・ 安否確認、被害状況の確認

被害がある場合

1. EMIS を入力する。

被害の状況、必要な支援等について

て、速やかに EMIS を通じて支援等の要請を行う。

EMIS に入力された情報は日精協災害対策本部、支部長（支部）、災害時支援中心

病院、公的支援団体に共有される。

- ・ 特に外傷などの身体症状により医療支援、救助・避難が必要な場合は、DMAT 等への救助要請が最優先である。
 - ・ 停電等で EMIS の入力が出来ない場合には、電話等で都道府県に代行入力を依頼する。
 - ・ 通信手段が壊滅している場合は安全を確保し、都道府県等からの連絡を待つ。
2. 自院の BCP（事業継続計画：Business Continuity Plan）に基づき対応する。
 3. 移送について
 - ・ 病院管理者が入院機能やライフライン状況などから入院患者移送の判断を行う。
 - ・ 移送患者情報、移送手段などについて、都道府県医療調整本部や支部長（支部）と情報交換を行う。
 4. 物資等の支援要請について
 - ・ 行政等の公助による物資支援のみでは不足しない場合に、電話等の連絡手段により支部長（支部）に共助の支援要請を行う。

5. その他

参考資料の紹介：『精神科病院 防災と災害時の行動ヒント集』

被害がない場合（軽微な場合含む）

1. EMIS を入力する。
 - ・ 速やかに入力を行い、EMIS の「その他」の欄に精神科独自の項目（受け入れ可能数の内訳等）を記載する。
2. 都道府県支部・支部長及び日精協災害時物資支援病院が実施する

災害対応業務に協力する。

- ・ 支部長（支部）より物資等の支援要請がある場合には、自院必要分を確保した上で余剰分を提供、搬送の手助けなどの協力を行う。
 - ・ 提供した物資等の購入費用については、日精協本部より支弁される。支弁に当たっては領収書・物資一覧等の提出が必要となるので、作成・保管する。
3. 大規模な災害によって移送の受け入れが必要になった場合には、状況に応じて協力を行う。
4. その他

参考資料の紹介：『精神科病院 防災と災害時の行動ヒント集』

【日精協災害時物資支援病院】

- (1) 都道府県支部及び支部長と連携し、会員病院の被災状況を確認し日精協災害対策本部へ報告、並びに被災病院への対策協議を行う。
- ・ 会員病院の被災状況を EMIS にて確認する。EMIS で被災した病院が有る場合には、継続的に確認する。
 - ・ 被害があった会員病院がある場合には支部・支部長と協力し、その対策を協議する。
- (2) 支部長(支部)より依頼が有る場合には、支援物資の集積と管理及び物資支援を行う。
- ・ 支援物資の集積に備えスペースや支援要員を確保する。
 - ・ 道路情報や災害情報などを収集し、十分に安全が確保できた場合、病院や関係施設が所有する車両で物資搬送を行う。
 - ・ 被災地への通行は交通規制されていることが多いので、警察や災害本部に「災害物資搬送車両」の届け出を行い、通行許可証やステッカーなどを受けることにより、道路通行が円滑になるよう手配する。
- (3) 支援物資の搬送時において、現地情報収集並びに都道府県支部へ報告する。
- ・ 搬送時に、被災病院の出来るだけの情報収集（写真撮影など）を行い状況把握に努めること。（被災病院に不快を与えないように配慮）
- (4) DPAT（災害派遣精神医療チーム）と連携し、必要であれば活動拠点として機能することを助ける。
- ・ 都道府県より依頼がある場合には場所の提供等の協力を行う。
- (5) その他
- ・ 近隣の災害発生時には、すみやかに被災地の会員病院の被災状況や被災地におけるインフラ（水道・電気・交通などの供給状況）の情報を可能な限り入手し、支部に情報提供

する。

【支部長（支部）】

(1) 会員病院の被災状況を確認し日精協災害対策本部へ報告する。

- ・日精協災害時物資支援病院と共に会員病院の被災状況を EMIS にて確認する。EMIS で被災した病院が有る場合には、継続的に確認する。
- ・支部長（支部）は診療機能に支障のある被害があった会員病院、移送を必要とするような会員病院がある場合には日精協災害対策本部に報告する。また、その情報を日精協災害時物資支援病院と共有し、その対策を協議する。
- ・措置診察業務及び精神科救急業務への協力を行う。

(2) 公的機関との連絡・情報共有・連携・援助要請を行う。

- ・支部長（支部）は被災内容（特に急ぎ支援を必要とする場合も含む）によっては、管内の保健所、DPAT 調整本部あるいは DPAT 事務局に連絡し支援要請を行う。

(3) 共助による支援要請が有る場合には、支援物資の搬送手段や物資の配分等の調整を行う。

- ・支部長（支部）は被災会員病院より物資支援等の要請があった場合に、①物資の収集・集積場所、②搬送方法について調整を行う。

①物資の収集・集積場所の調整

<物資の収集>

- ・支部長（支部）は被災病院が必要とする物資の種類を確認し、その確保に務める。
- ・一般流通より入手可能か確認する。入手可能な場合には、早急に購入する。物資等の購入費用については、日精協本部より支弁する。
- ・日精協災害時物資支援病院に対し、自院で必要となる3日分を除く物資の提供可否を確認し、可能であれば提供を呼びかけ、必要数を確保する。
- ・支部内の会員病院に対し、自院で必要となる3日分を除く物資の提供可否を確認し、可能であれば提供を呼びかけ、必要数を確保する。
- ・支部長（支部）が購入した物資や日精協災害時物資支援病院・会員病院から提供された物資等の購入費用については、日精協本部より支弁する。支弁に当たっては領収書・物資一覧等の提出が必要となるので、支部で取りまとめの上、日精協本部へ請求する。
- ・上記物資の確保が難しい場合には、その旨日精協災害対策本部まで相談する。

<物資の集積>

- ・支部長（支部）は物資の集積地となる日精協災害時物資支援病院を決定する。なお、災害の種別、被災地域を勘案しその他の会員病院となることもあり得る。

②搬送方法の調整

- ・支部長（支部）は集積地から被災病院までの交通事情を確認する。
- ・支部長（支部）は物資の搬送について日精協災害時物資支援病院が物理的に搬送可能か確認する。物量により搬送業者等を手配して行うことも検討する。
- ・支部長（支部）は上記を勘案し搬送方法を決定する。
- ・上記での搬送が難しい場合には、当該都道府県保健医療調整本部等に相談の上、公助での搬送を依頼する。

(4) 被災病院入院の患者の避難・転院が必要な場合、避難・転院先の手配・援助要請を行う。

- ・都道府県より被災病院からの移送受け入れについて協力依頼がされた場合には、支部長（支部）は支部内の非被災会員病院に対して、受け入れの要請を行う。移送患者数に対して受け入れ可能数が不足する場合には、日精協災害対策本部およびDPAT事務局に報告する。

【日精協災害対策本部】

<フェーズ1> 発災後～公的支援が中心の時（例：発災直後からおおむね48時間以内）

- (1) EMIS等で会員病院の被災状況について確認する。
- (2) 公的機関（DPAT、DMAT含む）への支援要請を行う。
- (3) 国への要請や提言を行う。

<フェーズ2> 災害共助のシステムが動き始めるとき（例：発災後3日目から1週間程度）

- (1) 会員病院の被災・復旧状況と周辺地域の復旧状況について収集する。
- (2) 支部が行う支援物資の収集と搬送のコーディネーションを支援する。
- (3) 精神保健医療等の情報収集とアセスメントを行う。
- (4) 政府関連機関（DPAT、DMAT含む）との連携を推進する。
- (5) 医療機器等の再活用について情報共有をする。
- (6) 災害時の諸手続き（支弁等）について取り纏め、周知を図る。
- (7) 報道機関への対応をする。

6. 平時の災害対応業務（迅速な初動のための準備）

【会員病院】

大規模災害に対する備えを行う。

- ・『災害対策マニュアル作成ガイド』（平成27年刊）及び『精神科病院 防災と災害時の行動ヒント集』（平成31年2月刊）を参照し、災害時行動計画を策定し自院の備えを行うべく以下の対策を講じる。

1. 災害に備えて

- 1) 地理的要因の情報収集（地域防災・危険度マップ等の活用）
 - 2) 建物の構造上の対策（耐震診断と補強対策，安全スペース確保等）
 - 3) 患者の安全確保・避難のための備え（担送・護送・独歩のチェック等）
 - 4) 情報・重要書類の保全（重要書類・個人情報の管理保全）
 - 5) 備蓄資器材、医薬品等の整備、管理
 - 6) 一次避難場所の用意と避難訓練
2. 組織運営
- 1) 精神科病院職員としての災害発生時の心構え
 - 自院のBCP（事業継続計画）作成
 - 病院における防災組織について：指示系統の確立、備蓄
 - 災害対策本部構成員の職務と役割
 - 職員非常参集：情報共有
 - 災害時の通信連絡：情報収集ルートの確保、職員の安否確認
 - 職員の出勤支援とメンタルヘルス対策
3. 情報通信の確認
- 1) 情報通信手段の確認
 - ・複数担当者を配置し、EMISの習熟に努める。
 - 2) 衛星携帯電話・災害用伝言ダイヤルサービス・SNS・無線機等の活用
4. 地域ネットワーク
- 1) 防災マップと避難所の指定
 - 2) 緊急連絡体制の整備
 - 3) 地域の医療機関や行政（DPAT、DMAT含む）との連携
 - 4) 日精協災害時物資支援病院・災害拠点病院・災害拠点精神科病院との連携
5. その他
- ・上記以外にも必要とされる各病院特有の対策、成功例、改善点などを会員病院間で共有し合う。
 - ・参考資料の紹介：『精神科病院 防災と災害時の行動ヒント集』

【日精協災害時物資支援病院】

- (1) 平時より災害時の支援活動の模擬訓練を実施し災害発生時に備える。
 - ・日精協災害時物資支援病院は災害対応の研修の実施を検討する。
 - ・地域特有の被害を想定し復旧に向けての行動計画を策定し、支部及び会員病院と情報を共有しておく。

- ・ 支援体制の整備状況を点検するなど、災害発生時に備える。
- (2) 災害対応関係機関との情報交換を緊密におこない連携強化を図る。
- (3) 被災病院に向けての救援物資の一時集積所としての役割と被災会員病院への配送の手配をおこない、被災程度の軽い近隣会員病院と協力して被災病院への救援物資供給をおこなう体制を整えておく。
- (4) 他の日精協災害時物資支援病院との事前協議
平時からの連携として、会員病院の災害時連絡担当者（各病院に2名配置）の名簿を確認し、地域特性に合わせた連絡体制を検討し事前に情報交換を行う。

【支部長（支部）】

- (1) 平時より都道府県内の災害時の体制を構築し、被災病院への対策計画を策定する。
- ・ 支部長（支部）は都道府県により地域情勢が異なるため、都道府県内の地域性を考慮した上で、災害時の体制について日精協本部に登録する。
 - ・ 支部長（支部）は、災害の種類、災害発生地域を考慮し連絡窓口や災害対応業務を実施する日精協災害時物資支援病院の優先順位を予め検討する。
 - ・ 体制に変更が生じた場合には日精協本部に届ける。
 - ・ 支部で災害時に会員病院の情報を確認できる様、事前に **EMIS** に登録する。EMIS の ID・パスワードについては発行元の自治体に依頼し登録する。
 - ・ 支部長（支部）は災害時の物資の集積地となる日精協災害時物資支援病院等とその搬送手段を検討しておく。（1箇所以上）
 - ・ 支部長（支部）は各病院の災害対応担当者の連絡網を策定し、日精協災害時物資支援病院と共有する。
- (2) 公的機関（DPAT、DMAT 含む）との連絡・情報共有・連携の構築を行う。
- ・ 支部長（支部）は都道府県、市区町村等の担当者や、医師会などの関係団体等の連絡先を把握し、連携の確認を行う。
 - ・ 支部長（支部）は災害関連の会議や研修会へ積極的に参加し、必要な関係づくりを図る。
 - ・ 支部長（支部）は必要に応じ自治体、関係機関、企業等と協定を結ぶことも検討する。
- (3) 平時の会員病院の災害対策の状況の確認並びに研修会等を実施する。
- ・ 支部長（支部）は都道府県内会員病院の災害対策状況（食料の備蓄状況、自家発電装置等の整備状況等）について日精協名簿調査によって把握する。
 - ・ 支部長（支部）は災害対応の研修の実施を検討する。

(4) その他

- ・支部長（支部）は各都道府県の災害支援に関する情報および精神保健福祉情報について収集する。
- ・より円滑な『共助』システム構築のために、定期的に支部内での意見を取り纏め、必要とされる当該手順書の改善案を提案する。

【日精協本部】

- ・災害支援経験の蓄積を基にした日精協の中で『共助』が実施できる体制を構築する。
- ・各地の支部並びに日精協災害時物資支援病院の支援体制の構築・充実に対しての助言を行う。
- ・会員病院の災害対応力向上の参考に資する資料を作成する。
- ・全国・支部レベルでの研修会等を開催する。

7. その他

参考資料の紹介：災害対策マニュアル

8. 手順書の見直し

本手順書は定期的に見直しを加え必要に応じ修正するものとする。

9. 附則

本手順書は、令和7年7月3日から施行する。